

令和４年度第２回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	令和４年度第２回津市公契約審議会
2 開催日時	令和４年７月７日（木） 午前１０時から午前１０時４０分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎４階 庁議室
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 西川 源誌（会長）、藤村 真彦（副会長）、田邊 三郎、 橋本 正治、村山 篤、山口 登 （事務局） 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 調達契約課長 織田充彦 調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 高津陽介 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課物品調達契約担当副主幹 横山貴之 調達契約課工事契約担当副主幹 赤塚直樹 工事契約担当主査 井原崇視
5 内容	(1) 令和３年度労働報酬下限額試行結果について (2) 答申書（案）について (3) 答申式について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	０人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 ０５９－２２９－３１２２ E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

事務局 お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂
きまして、誠にありがとうございます。
令和４年度第２回津市公契約審議会を開催させていただきます。そ
れでは開会に当たりまして総務部長より一言挨拶を申し上げます。

事務局 【総務部長挨拶】

事務局 それでは、西川会長、議長として会議の進行をお願いいたします。

会長 承知しました。皆さんお忙しい中お集まりいただき、御苦労様です。
前回に引き続き、活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきますよう
お願いいたします。
なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」

に基づき公開としております。

それでは、議事を進めてまいります。「事項１ 令和３年度労働報酬下限額試行結果について」、事務局に説明を求めます。

事務局

<概要>

- ・業務委託及び指定管理

労働報酬下限額の支払額は９００円台が最も多い一方で、資格や技術が必要な業務に就く労働者については、より多くの報酬を得ていた。アンケート結果からは、労働報酬下限額の設定及び労働状況台帳の作成等に関する事項について、一部の事業者からは意見があったものの、問題無いとする回答が大半を占めた。

- ・建設工事

一般労働者については地域別最低賃金を大きく上回る労働者が多い一方で、交通誘導警備員については地域別最低賃金に近い水準の労働報酬で従事している労働者が多かった。アンケート結果からは、労働報酬下限額及び労働状況台帳の作成等に関する事項について、一部の事業者らは意見があったものの、問題無いとする回答が大半を占めた。

- ・検証結果（業務委託、指定管理、建設工事）

労働報酬下限額の設定については、まずは、地域別最低賃金に近い水準で従事する労働者の報酬水準を確保することを目標として、労働者の業務内容、経験年数で差をつけることなく全ての労働者に対して同一の基準により設定することとし、その基準は津市職員高卒初任給を勘案した額とすることは妥当であると考えます。アンケートにおいても、当該基準で問題無いとする回答が多数を占めた。

労働状況台帳の作成事務について、事業者用アンケートから一部事業者から意見はあるものの、課題や問題点は無いとする回答が多数を占めており、令和３年度における試行条件である「履行期間中に２回（２月分）の提出」であれば過重な事務負担にはならないものと考えます。

令和３年度から指定管理を公契約の対象範囲に加え、試行を行ったところ、資格や技術を必要としない業務委託の労働者と同様、地域別最低賃金に近い水準であるという結果となったことから、指定管理における労働者の報酬水準を確保していくことが必要であると考えます。また、個人事業主については、令和３年度から労働者性の有る個人事業主を条例の対象とするため、労働者の有無を判断するチェックシートを作成し、受注者等と個人事業主間で判断結果を確認する方法で運用したところ、労働者性の有無が的確に判断されたことから、円滑に運用できるものと考えます。

よって、令和３年度の試行における運用方法は妥当なものであり、条例で労働報酬下限額を設定した後においても、資料１－１の運用条件で実施することに問題はないものと判断する。

会長

わかりました。それでは、令和３年度労働報酬下限額試行結果につ

いて御意見、御質問はございませんか。

<意見・質問無し>

会長 御意見、御質問無いようですので、「事項２ 答申書（案）」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 答申（案）について説明します。

前回の審議会で事務局案としてお示ししたものは、令和３年度までの審議会での審議内容と令和３年度途中の試行結果を元に作成したものでした。令和３年度の最終的な試行結果は、先ほど説明させていただきましたとおり、従来の試行結果と同様の結果であったことから、答申（案）の内容は大きく変更せず、主に前回、委員から御意見をいただいた箇所について修正を行いました。修正箇所の一覧については、７ページの表のとおりです。

では、前回お示いたしました内容から変更していない項目を含めまして、説明します。

<概要>

・「はじめに」、「３ 労働報酬下限額について」及び「おわりに」について、資料７ページのとおり修正。

・「１ 公契約の定義」、「２ 労働者の定義」、「４ 台帳について」、「５ 条例違反時の取り扱いについて」及び「６ 積極的な検査について」については、前回案から変更無し。

会長 わかりました。それでは、答申書（案）について、御意見、御質問はございませんか。

委員 「はじめに」のところで、公契約条例制定自治体が「７５」とのことですが、中野区が条例を制定しましたので、「７６」になると思います。

また、「例をみない」の修正を依頼した理由ですが、理念型だった高知市、江戸川区、新宿区が条例改正により賃金条項型になった例があったためです。

事務局 自治体数については確認し、後ほど御報告します。

委員 答申書（案）５ページの記載を修正いただきありがとうございます。「労働報酬下限額対象工事への入札状況の確認」という箇所の労働報酬下限額は津市高卒初任給を勘案した額だと理解しています。その津市高卒初任給を勘案した額とは津市高卒初任給の９０％ということでしょうか。

事務局 建設工事における労働報酬下限額の試行は、平成３１年度は最低賃金と同額、令和２年度は一般労働者が最低賃金の１２０％、交通誘導

警備員が最低賃金の１１０％、見習い労働者等は津市高卒初任給の８５％、令和３年度は津市高卒初任給の８５％で試行しています。

委員 労働報酬下限額の設定基準について、この箇所に記載しなくてよいのでしょうか。

事務局 当時の試行は労働報酬下限額を設定するにあたり、事務手続き上の問題点を検証するために行ったもので、労働報酬下限額の基準を検討するために行ったものではありません。また、「労働報酬下限額対象工事への入札状況の確認」というのは、労働報酬下限額試行案件とすることによって、応札業者数が増減するかどうかの確認ですので、労働報酬下限額の設定基準については、当該箇所には記載不要と考えます。

委員 わかりました。

委員 設定基準を何パーセントにするという前提で試行をしたわけではなかったと思います。

事務局 委員のおっしゃるとおりで、労働報酬下限額の基準を決めたいということではなく、まずは試行を行い、その結果を踏まえて労働報酬下限額の基準を検討するということでした。

会長 先ほどの自治体数の確認が終わっていませんが、それ以外の箇所については事務局案のとおり修正なしということよろしいでしょうか。

<意見無し>

会長 御意見無いようですので、事務局案を答申書とします。

会長 それでは続いて「事項３ 答申式について」に移ります。事務局に説明を求めます。

事務局 先ほど御審議をいただきました答申書を市長に手交していただく答申式については、７月下旬から８月上旬を予定しており、現在、日程を調整しているところですが、答申式の出席者について、委員の皆様にお諮りいただきたいと思います。

事務局としては、西川会長、藤村副会長に御出席いただくことを考えております。

会長 わかりました。答申式については私と藤村副会長が出席との案が事務局からありましたが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

<意見無し>

会長 それでは、出席委員は事務局提案のとおりとします。

会長 それでは、「事項４ その他」に移ります。事務局から何かございますか。

事務局 令和４年度におきましても労働報酬下限額の運用を行っておりますので、御報告させていただきます。

業務委託は清掃業務３件、人的警備業務２件、施設管理業務２件の合計７件を契約締結しており、指定管理は昨年度契約した１件の指定期間が令和６年３月３１日までのため、本年度も継続して１件を対象とします。

建設工事は土木一式３件、建築一式３件、電気１件、機械器具設置２件の合計９件を契約締結しています。

御報告は以上です。

会長 わかりました。それでは、令和４年度労働報酬下限額の運用について、御意見、御質問はございませんか。

<意見・質問無し>

会長 特に無いようですが、ほかに何かございますか。

事務局 自治体数について確認しましたところ、中野区も含めて７６自治体で条例が施行されていることを確認しましたので、答申書（案）に記載の自治体数については「７５」を「７６」に修正します。

会長 それでは、公契約条例の制定自治体数を７６に修正していただいたものを答申書としてください。

会長 本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたる御審議、御苦勞様でした。

令和４年度第２回津市公契約審議会事項書

令和４年７月７日（木）１０時００分

津市役所本庁舎４階 庁議室

１ 令和３年度労働報酬下限額試行結果について

(１) 業務委託

(２) 指定管理

(３) 建設工事

(４) 検証結果

２ 答申書（案）について

３ 答申式について

４ その他

1 令和3年度労働報酬下限額試行結果について

令和3年度の試行については、「労働報酬下限額の試行・運用条件」（資料1-1）に基づいて実施しました。

(1) 業務委託

ア 試行件数（資料1-2）

10件（清掃業務3件、人的警備業務2件、施設の管理業務2件及び工事に付随する設計等業務3件）

イ 労働報酬の状況

試行案件のうち、令和3年度内に労働状況台帳の2回の作成が必要であった9件（清掃業務3件、人的警備業務2件、施設の管理業務2件及び工事に付随する設計等業務2件）及び初回分の作成が必要であった工事に付随する設計等業務1件について、労働状況台帳により労働報酬の支払い状況を確認したところ、全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の報酬が支払われているものの、地域別最低賃金に近い水準の労働報酬で従事している労働者が多く、過去の試行と同様の結果となりました。

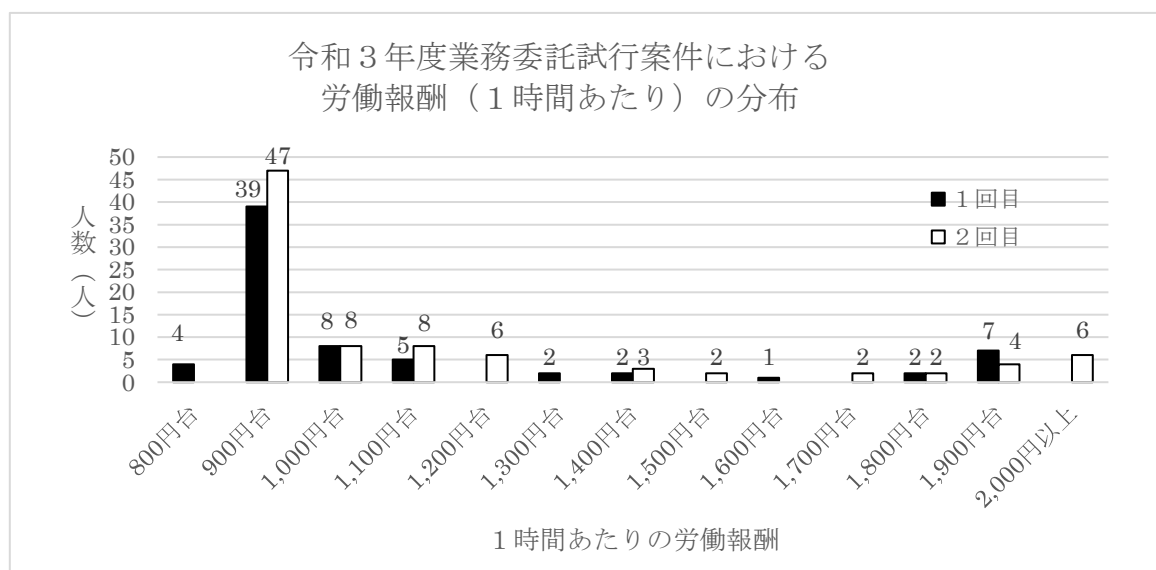
※ 令和3年度業務委託試行案件における労働報酬状況

第 1 回目労働状況台帳				第 2 回目労働状況台帳			
労働者 数 (人)	労働報酬			労働者 数 (人)	労働報酬		
	上段 (円／1 時間当たり)				上段 (円／1 時間当たり)		
	下段 (円／1 日 (8 時間) 当たり)				下段 (円／1 日 (8 時間) 当たり)		
	最低額	最高額	平均額		最低額	最高額	平均額
70	890	4,609	1,233	88	902	4,725	1,239
	7,120	36,872	9,864		7,216	37,800	9,912

第1回目労働状況台帳作成対象月 令和3年4月～7月

第2回目労働状況台帳作成対象月 令和3年11月、令和4年3月

参考：地域別最低賃金（三重県） 874円（令和3年9月30日以前）
902円（令和3年10月1日以降）



(2) 指定管理

ア 試行件数（資料 1－2）

1 件

イ 労働報酬の状況

労働状況台帳により労働報酬の支払い状況を確認したところ、労働報酬下限額以上の報酬が支払われていました。対象とした労働者の労働内容は、施設の受付や清掃などの単純労務であり、業務委託における清掃や警備業務の従事者の報酬と同等の水準という結果でした。

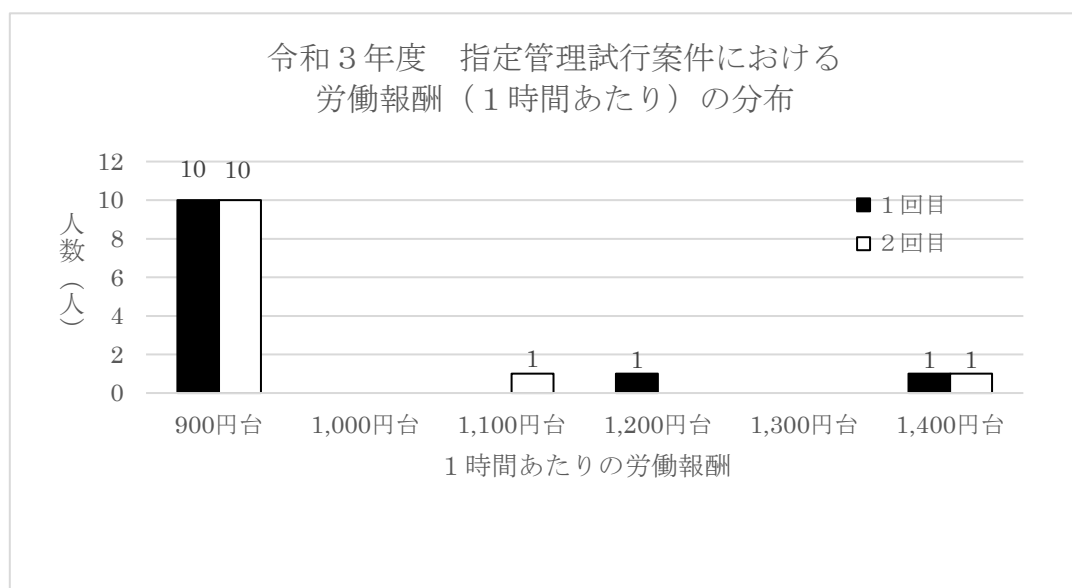
※ 令和 3 年度指定管理試行案件における労働報酬状況

第 1 回目労働状況台帳				第 2 回目労働状況台帳			
労働者 数 (人)	労働報酬			労働者 数 (人)	労働報酬		
	上段（円／1 時間あたり）				上段（円／1 時間あたり）		
	下段（円／1 日（8 時間）あたり）				下段（円／1 日（8 時間）あたり）		
	最低額	最高額	平均額		最低額	最高額	平均額
12	900	1, 416	991	12	910	1, 416	996
	7, 200	11, 328	7, 928		7, 280	11, 328	7. 968

第 1 回目労働状況台帳作成対象月 令和 3 年 4 月

第 2 回目労働状況台帳作成対象月 令和 4 年 3 月

参考：地域別最低賃金（三重県） 874 円（令和 3 年 9 月 30 日以前）
902 円（令和 3 年 10 月 1 日以降）



ウ アンケート結果（業務委託及び指定管理）

【実施したアンケート】

- ・ 令和 3 年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケート（資料 1－4）
- ・ 令和 3 年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート（事業者用、労働者用）（資料 1－5、資料 1－6）

【結果の概要】

労働報酬下限額の設定に関しては、令和3年10月の地域別最低賃金の改正に伴い労働報酬下限額が変更となったことについて、「年度の途中で変更があると人件費等に影響がある」、「地域別最低賃金と合わせるべき」という意見もありましたが、設定金額や考え方に対して、「妥当」、「課題はない」という回答が大半を占めました。労働者用アンケートからは、「賃金が増えた」という回答が一定数ありましたが、これは、労働報酬下限額の設定によるものもあると思われるものの、多くは地域別最低賃金の改定によるものであると考えます。

労働状況台帳の作成等に関しては、一部、様式について「国土交通省の労務費調査に準ずる様式にしては」という意見がありましたが、様式を含め、事務作業や提出回数に対して、課題、問題点、見直しの必要性は「ない」という回答が大半を占めました。

国土交通省の様式に準じた場合には、記載事項が多くなり、受注者等の事務負担が増大することとなるため、現状の台帳での運用を開始することとします。

また、運用マニュアルに関して、「労働者への説明として使用するためのポイントを簡潔にまとめた掲示用の書類が欲しい」、「理解しやすく、大切な事項を労働者に周知することが必要」という意見があり、労働者用アンケートにおいて、受注者等からの説明が不十分だと感じている労働者が存在することが見受けられます。

このため、受注者等が労働者への説明時に使用していただく配布又は掲示用の資料の見本を作成しているところですが、労働者の理解が進められるよう記載事項、表現等について改めて検討したいと思います。

(3) 建設工事

ア 試行件数（資料1－3）

12件（建築一式工事3件、土木一式工事7件、機械器具設置工事2件）

イ 労働報酬の状況

試行案件のうち、令和3年度内に労働状況台帳の2回の作成が必要であった5件（土木一式工事3件、建築一式工事2件）及び初回分の作成が必要であった土木一式工事3件について、労働状況台帳により労働報酬の支払い状況を確認したところ、全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の報酬が支払われていました。

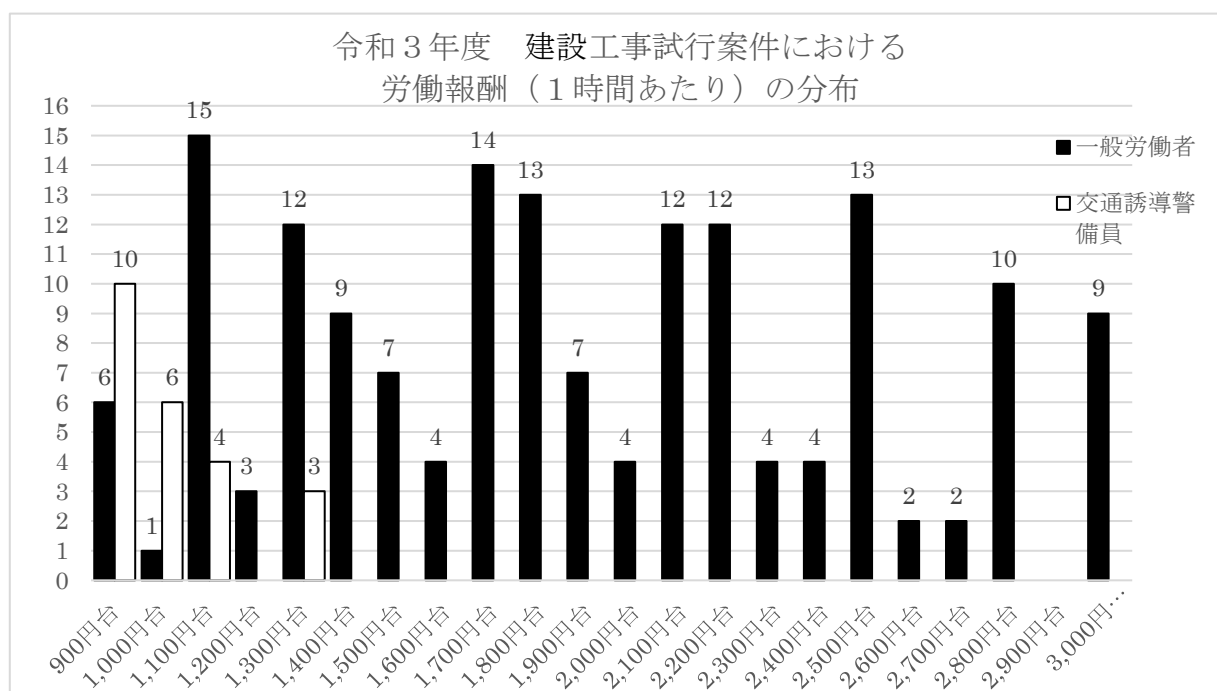
また、一般労働者の中には、交通誘導警備員の最低額よりも低い報酬の者が3名存在しましたが、一般労働者については、全体的に地域別最低賃金を大きく上回る労働者が多い一方で、交通誘導警備員については地域別最低賃金に近い水準の労働報酬で従事している労働者が多く、過去の試行と同様の結果となりました。

※ 令和３年度建設工事試行案件における労働報酬状況

職種	労働者数 (人)	労働報酬		
		上段（円／１時間あたり） 下段（円／１日（８時間）あたり）		
		最低額	最高額	平均額
一般労働者	１６３	９０７	４，４４４	１，９５４
		７，２５６	３５，５５２	１５，６３２
交通誘導警備員	２３	９２５	１，３８８	１，０６２
		７，４００	１１，１０４	８，４９６

第１回目労働状況台帳作成対象月 令和３年１０月～令和４年３月

第２回目労働状況台帳作成対象月 令和３年１２月～令和４年３月



ウ アンケート結果（建設工事）

【実施したアンケート】

- ・ 令和３年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケート（資料１－７）
- ・ 令和３年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート（事業者用、労働者用）（資料１－８、資料１－９）

【結果の概要】

労働報酬下限額の設定に関しては、設定金額について、「低い」とする回答が一定数ありましたが、これについては、一般労働者の大多数が地域別最低賃金を大きく上回る報酬を得られていることによるものと考えます。しかしながら、交通誘導警備員は、地域別最低賃金に近い水準の報酬で従事している状況もあり、設定金額や考え方に対して、「妥当」、「課題はない」という回答が大半を占めました。

労働状況台帳の作成等に関しては、一部「手間がかかる」、「初めてのことで理解

しづらかった」、「下請業者から直接提出できるようにしてほしい」というこれまでの試行時と同様の意見がありましたが、事務作業や提出回数に対して、課題、問題点、見直しの必要性は「ない」という回答が大半を占めました。

(4) 検証結果

ア 労働報酬下限額について

労働報酬の状況としては、業務委託、指定管理、建設工事に共通して、資格や技術を必要としない業務等に従事する労働者の報酬は、地域別最低賃金に近い水準であり、業務委託では地域別最低賃金と同額という労働者も存在しました。一方で、技術や資格を必要とする業務等に従事する労働者には、地域別最低賃金を大きく上回る賃金が支払われています。

また、試行における事業者用アンケートでは、労働報酬下限額の設定に係る金額や方法について、「妥当」という回答が多数を占めており、試行における設定基準は、事業者においても概ね理解できるものであると考えられます。

このようなことから、労働報酬下限額の設定については、まずは、地域別最低賃金に近い水準に従事する労働者の報酬水準を確保することを目標として、労働者の業務内容、経験年数で差をつけることなく全ての労働者に対して同一の基準により設定することとし、その基準は市職員高卒初任給を勘案した額とすることは妥当であると考えられます。

イ 労働状況台帳の作成事務等について

事業者用アンケートでは、労働状況台帳の作成や提出について、依然として下請業者からの市への直接の提出を求める意見はあるものの、課題や問題点はないとの回答が多数を占めています。この結果については、受注者は受注関係者分の台帳を確認することを必要とせず、台帳の物理的な取りまとめのみと明確化したこと、受注関係者は厳封して受注者へ提出できることとしたことなど、これまでの試行結果からの事務の見直しによるものと考えられます。加えて、受注者に対して労働状況台帳作成事務等について契約締結時に直接説明していること、受注関係者から質問等の問い合わせがあった場合にも直接対応していることなど、受注者の事務負担の軽減に配慮した効果が一部表れているものと推測しています。

また、発注者としても、台帳の作成回数は、より多数とすることが望ましいと考えるところですが、発注者、受注者等の双方に事務負担を考慮する必要もあり、地域別最低賃金の改定の影響等を確認することが可能となる履行期間中に2回（2月分）という設定であれば過重な事務負担にはならないものと考えます。

このようなことから、令和3年度の試行における労働状況台帳の作成事務等に係る条件設定は妥当なものであったと考えられます。

ウ 公契約及び労働者の対象範囲について

令和3年度の試行からは、指定管理を公契約の対象範囲に加えるとともに、労働者性を有する個人事業主を条例の対象とする労働者に加えることとしました。

対象とした指定管理の業務内容は施設の清掃や受付業務などで、資格や技術を必要としない業務委託の労働者の業務内容と同様であり、その報酬額についても地域別最低賃金に近い水準という同様の傾向が認められました。

このことから、指定管理を公契約の対象範囲に含め、労働者の範囲に現場に常駐する指定管理者に直接雇用された労働者を含めることにより、指定管理における労働者の報酬水準を確保していくことが必要であると考えられます。

また、個人事業主については、労働者性の有無を判断するチェックシートを作成し、受注者等と個人事業主間で判断結果を確認する方法で運用したところ、個人事業主と請負契約を締結している場合には、受注者等が個別に判断し、労働者性が認められる個人事業主の労働状況台帳が作成されていたことから、労働者性の有無の判断が的確になされるとともに、円滑に運用できる方法であったものと考えられます。

以上のとおり、令和３年度労働報酬下限額の試行に係る検証結果からは、労働報酬下限額の設定方法、労働状況台帳の作成事務等の運用方法に大きな課題は見受けられませんでした。また、受注者等のアンケート結果からも令和３年度の試行における運用方法については、概ね理解が示されているものと考えられます。

よって、令和３年度の試行における運用方法は妥当なものであり、条例で労働報酬下限額を設定した後においても、資料１－１の運用条件で実施することに問題はないものと判断します。

2 答申書（案）について

令和３年度の労働報酬下限額の試行結果において、新たな課題等がなかったことから、前回の審議会での指摘事項のみの修正とし、資料２のとおりとします。

参考：前回答申書（案）からの修正箇所一覧

修正箇所	修正前	修正後	内容
P.1 はじめに	その数は全国的に見ても４％程度に過ぎない状況である。	その数は全国的に見ても４％程度 ^{【追加】} （４７都道府県、２３の特別区及び１，７１８の市町村のうちの７５自治体）に過ぎない状況である。	文言追加
	他自治体では例を見ない独自の取り組みを進めることとされたものである。	独自の取り組みを進めることとされたものである。	文言削除
	平成３０年８月７日から１０回にわたる審議を通じて、	平成３０年８月７日から ^{【修正】} １２回にわたる審議を通じて、	回数修正
P.5 ３ 労働報酬下限額について (1)イ	このような中、審議と並行して実施された試行結果からは、	^{【修正】} このため、審議と並行して、労働報酬下限額対象工事への入札状況の確認、受注者等からの台帳作成等の事務に関する意見聴取、労働報酬下限額を設定した場合の課題の洗い出しなどを目的として、平成３１（令和元）年度から試行を行うこととした。３年間にわたる試行の検証結果からは、	文言修正
P.11 おわりに	審議会においては、事業者側、労働者側の双方に労働報酬下限額に対する思いがある中で、それぞれの立場から、また、弁護士及び社会保険労務士は中立的な立場として、	審議会においては、 ^{【修正】} 事業者側、労働者側、弁護士及び社会保険労務士というそれぞれの立場から、	文言修正

資料一覧

資料1－1 労働報酬下限額の試行・運用条件

資料1－2 令和3年度業務委託及び指定管理における労働報酬下限額試行案件一覧

資料1－3 令和3年度建設工事における労働報酬下限額試行案件一覧

（業務委託・指定管理関係）

資料1－4 令和3年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケートの集計結果

資料1－5 令和3年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜事業者用＞の集計結果

資料1－6 令和3年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜労働者用＞の集計結果

（建設工事関係）

資料1－7 令和3年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケートの集計結果

資料1－8 令和3年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜事業者用＞の集計結果

資料1－9 令和3年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜労働者用＞の集計結果

資料2 答申書（案）

その他資料

- ・令和4年度業務委託及び指定管理における労働報酬下限額対象案件一覧（契約締結分）
- ・令和4年度建設工事における労働報酬下限額対象案件一覧（契約締結分）

労働報酬下限額の試行・運用条件

項目	業務委託	指定管理	建設工事
対象労働者の範囲	労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く）のほか、次の者を対象労働者に加える。 (1) 指定管理者が直接雇用し、かつ施設に常駐する者 (2) 次のア～ウを全て満たす個人事業主（一人親方） ア 資材の調達を自ら行わない者 イ 建設機械その他の機械を持ち込まない者 ウ チェックシートの11項目中6項目以上に該当する者		
労働報酬下限額対象案件	予定価格が1,000万円以上で、かつ競争により契約している特定公契約から抽出	指定管理料が1,000万円以上で、かつ公募により指定管理者を決定する案件から抽出	次の(1)又は(2)のいずれかに該当する工事 (1) 予定価格が1億5,000万円以上の工事 (2) 総合評価落札方式の入札において低入札価格調査の対象となった工事
労働状況台帳作成対象	2月（初回月及び最終月）		2回（履行期間の中間月及び最終月）
労働状況台帳提出回数	2回（複数年度にまたがる契約の場合は履行（協定）期間に応じて各年度1～2回）		
労働状況台帳提出時期	初回及び最終回の業務に係る報酬を支払う日の翌月末日 ※業務内容に応じて提出時期は変更する場合がある。		履行期間の中間月及び最終月の労働に係る報酬を支払う日の翌月末日 ※工事内容に応じて提出時期は変更する場合がある。
労働状況台帳提出事務に係る責任範囲	受注者が労働状況台帳等提出書類の物理的な取りまとめを行うものとする。発注者が労働状況台帳内容を確認し、労働報酬下限額を下回っている場合の指導には、発注者が該当業者に対し直接指導する。		
違反時のペナルティ	労働報酬下限額を下回った業者があった場合、当該違反業者に対してのみペナルティを科すこととする。受注関係者（下請業者）の違反があった場合、受注者（元請業者）に対しては連帯してペナルティを科さない。		
労働報酬下限額	津市職員高卒初任給を勘案した額 令和3年度：890円（令和3年10月1日から902円） 令和4年度：940円 ※複数年度にまたがる契約の場合は、当該契約を締結した年度の下限額を、履行期間が終了するまでの間の下限額とする。		

※ 労働報酬下限額以外は令和3年度試行条件と令和4年度運用条件は共通

令和3年度 業務委託及び指定管理における労働報酬下限額試行案件一覧

資料1-2

● 業務委託

	試行 案件	件名	業種	履行期間	受注者	延べ受注 関係者数 (者)	延べ労働者数 (名)	契約方法	契約金額 (円/税込)	今後の台帳提出 対象予定月
2 回目 台帳 提出 済	①	津リージョンプラザ清掃業務及び環境衛生管理業務委託	清掃業務 (建築物清掃)	R3.5.1～R4.3.31	近畿ビルサービス㈱ 三重営業所(市内支店業者)	0	8	指名競争入札	月額 1,169,850	—
	②	津市モーターボート競走場場内清掃業務委託	清掃業務 (建築物清掃)	R3.4.30～R4.3.31	津グローバル管財㈱ (市内本店業者)	0	12	指名競争入札	18,568,000	—
	③	津市モーターボート競走場施設清掃業務委託	清掃業務 (建築物清掃)	R3.4.30～R4.3.31	津グローバル管財㈱ (市内本店業者)	0	23	指名競争入札	11,587,950	—
	④	津市モーターボート競走場駐車場等警備業務委託	人的警備業務	R3.5.5～R4.3.31	三重警備保障㈱津営業所 (市内支店業者)	0	38	指名競争入札	1名当たり 月額 10,800	—
	⑤	津市モーターボート競走場場内警備業務委託	人的警備業務	R3.5.5～R4.3.31	㈱ニーズ (市内本店業者)	0	27	指名競争入札	29,267,700	—
	⑥	津リージョンプラザお城ホール舞台設備管理操作業務委託	施設管理業務	R3.6.1～R4.3.31	三重県舞台管理事業協同 組合(市内本店業者)	0	7	指名競争入札	月額 1,430,000	—
	⑦	令和3年度北道維持第1-38号津地区街路樹維持管理業務委託(その4)	施設管理業務 (造園)	R3.6.11～ R3.11.29	㈱グリーンデイズ (市内本店業者)	1	26	指名競争入札	11,000,000	—
	⑧	令和2年度下施処合補第1-1号津市中央浄化センター(ポンプ棟)耐震補強詳細設計業務委託	工事に付随する 設計等業務	R3.6.8～R4.2.28 (～R4.3.25)	㈱エフウォーターマネジ メント三重事務所 (市内支店業者)	0	8	事後審査型 条件付 一般競争入札	26,312,000 (28,776,000)	—
	⑨	令和3年度下工公補第1-2号棕本処理区公共下水道実施設計等(基本・詳細)業務委託	工事に付随する 設計等業務	R3.6.4～R4.2.25 (～R4.3.25)	㈱三水コンサルタント 三重事務所 (市内支店業者)	0	6	事後審査型 条件付 一般競争入札	34,419,000 (39,950,900)	—
初 回 台 帳 提出 済	⑩	令和3年度水施第1-9号高茶屋浄水場電気計装設備等更新工事に係る詳細設計業務委託	工事に付随する 設計等業務	R3.7.6～R4.3.15 (～R4.5.31)	㈱西日本技術コンサル タント三重事務所 (市内支店業者)	0	3	事後審査型 条件付 一般競争入札	21,780,000 (26,524,300)	2回目：R4.5

()内は変更契約後のもの

● 指定管理

	試行 案件	指定管理名	業種	指定期間	指定管理者	延べ受注 関係者数 (者)	延べ労働者数 (名)	指定方法	指定管理料 (円/税込)	今後の台帳提出 対象予定月
2 回目 提出 済 台帳	①	津市民テニスコートの管理	—	R3.4.1～R6.3.31	三幸・三重県生涯スポーツ協会 グループ(構成員代表者 三幸 ㈱(県外業者))	—	24	地方自治法第244条の2 第3項の規定に基づき施設 の管理を行わせること として、公募により指定 管理者を選定し、市議会の 議決(R2.12.23)を以て 指定	R3年度 36,812,000	—

 2回目提出済(履行完了)

 1回目提出済

令和3年度 建設工事における労働報酬下限額試行案件一覧

資料1-3

	試行 案件	件名	工事種別	格付等	履行期間	受注者	延べ受注 関係者数 (者)	延べ労働者数 (名)	契約金額 (円/税込み)	今後の台帳提出 対象予定月
2 回 目 台 帳 提 出 済	①	令和3年度下工公補第5号安濃川上流左岸第二排水区排水路整備工事	土木一式	A1	R.3.8.3～R4.2.28 (～R4.3.4)	吉村工業(株) (市内本店業者)	8	30	144,804,000 (158,386,800)	—
	②	令和3年度水工第3号片田新町地内配水管布設工事	土木一式 (配水管工事)	A1	R.3.5.21～R3.12.15 (～R4.2.10)	勢和建設(株) (市内本店業者)	8	32	159,588,000 (165,881,100)	—
	③	令和3年度水工第4号豊が丘三丁目地内配水管布設工事	土木一式 (配水管工事)	A1	R.3.5.21～R3.12.15	(株)マスカワ (市内本店業者)	6	14	163,779,000 (165,581,900)	—
	④	令和2年度営教総補第70号津市立修成小学校長寿命化改修工事	建築一式	A	R.3.7.1～R4.2.10	草深林業(株) (市内本店業者)	27	42	152,911,000	—
	⑤	令和2年度営教総補第71号津市立朝陽中学校長寿命化改修工事	建築一式	A	R.3.7.1～R4.2.10	(株)アイケーディ (市内本店業者)	71	20	183,260,000	—
初 回 台 帳 提 出 済	⑥	令和3年度建整橋維補継第1号津興橋大規模更新事業旧橋(下部工)撤去等工事	土木一式	実績(東海3県内 本・支店)	R3.8.27～R4.8.1	(株)奥村組 三重営業所 (県内支店業者)	25	17	413,358,000	2回目: R4.8
	⑦	令和3年度下工公補継第1号町屋第2雨水幹線築造工事	土木一式	A1	R3.8.31～R5.1.30	藪建設(株) (市内本店業者)	15	15	351,263,000	2回目: R5.1
	⑧	令和3年度水工第44号 産品及び片田志袋町地内配水管布設工事	土木一式 (配水管工事)	A1	R3.10.8～R4.3.18 (～R4.6.30)	(株)藤田組 (市内本店業者)	6	16	267,003,000	2回目: R4.6
初 回 台 帳 提 出 期 限 前	⑨	令和3年度営消総継第68号 津市北消防署建築工事	建築一式	A	R4.3.29～R5.5.22	東海土建(株) (市内本店業者)	—	—	383,086,000	初回: R4.10 2回目: R5.5
	⑩	令和3年度下施雨ポ補継第1号半田川田ポンプ場ポンプ設備(No. 3ポンプ等)築造工事	機械器具設置	実績(東海3県内 本・支店)	R3.6.9～R5.2.28	(株)電業社機械製作所 名古屋支店 (県外業者)	—	—	302,225,000	初回: R4.6 2回目: R5.2
	⑪	令和3年度下施処合補継第1号津市中央浄化センターポンプ設備(5号雨水ポンプ等)改築工事	機械器具設置	実績(東海3県内 本・支店)	R3.6.10～R5.2.28	(株)荏原製作所 中部支社 (県外業者)	—	—	337,150,000	初回: R4.6 2回目: R5.2
	⑫	令和3年度水工継第1号 戸木町地内配水管布設工事	土木一式	実績(東海3県内 本・支店)	R3.10.29～R5.11.14	熊谷・本州特定建設工事 共同企業体 (市内支店・市内本店)	—	—	781,506,000	初回: R4.11 2回目: R5.11

()内は変更契約後のもの

 2回目提出済(履行完了)

 1回目提出済

資料1-4

【令和3年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケートの集計結果】

● 業務委託、指定管理

● アンケート提出時期

受注者が担当課に本件に係る初回分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（初回分の労働状況台帳の提出時期は、契約締結後、最初のひと月分の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで）

● アンケート回答対象

受注者及び指定管理者

質問1 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務作業及び提出方法等について、課題や問題点はありますか。

(1) 台帳の様式について

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 10者 |
| イ ある | 1者 |

・ 「契約名」の欄が文字のサイズの調整できない為、文字が全て入りきらない。

(2) 作成に係る事務作業について

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 10者 |
| イ ある | 1者 |

(3) 提出方法について

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 11者 |
| イ ある | 0者 |

質問2 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

(1) 受注関係者への周知について

※回答無し（業務委託、指定管理ともに受注関係者無しであったため）

(2) 労働者への周知について

- | | |
|----------------------------|----|
| ア 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。 | 7者 |
| イ 個別に書面を交付し周知している。 | 4者 |

質問3 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 11者 |
| イ ある | 0者 |

質問4 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

- | | |
|----------|-------------|
| ア 出していない | 10者 |
| イ 出ている | 1者（賃金が上がった） |

資料1－4

質問5 労働報酬下限額について、設定金額（令和3年度は9月30日まで890円、10月1日から902円）はいかがですか。

ア 高い	0 者
イ 低い	1 者
ウ 妥当	10 者
エ その他	0 者

質問6 津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルの内容について、御意見等ございましたら御記載ください。

- ・ 労働者に対して受注者が説明するより市の担当から説明会を開くなどして頂いた方がより安心できるのではないかと思います。また詳しく知りたい方はほとんどいないので、ポイントを簡潔にまとめた掲示用の書類が欲しいです。
- ・ 内容について、特に指摘事項等はありません。業務委託では初めてになるので、良いきっかけとなっています。

質問7 その他、条例に関して、御意見等ございましたら、御記載ください。

- ・ 現場の大小に関わらずこういう制度の必要性は感じるが、同時に作業品質の面をどう担保していくかを考えていかないと適正な競争入札が行われるのか疑問に感じます。（最低落札価格や総合評価制度など）

【令和 3 年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜事業者用＞の集計結果】

● 業務委託、指定管理

● アンケート集計結果等

1 提出時期

受注者が担当課に本件に係る最終回分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。
（最終回分の労働状況台帳の提出時期は、契約（履行）期間終了後、対象労働者に契約（履行）完了月分の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで）

2 集計結果

質問 1 条例では、受注者は下請業者等や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、どのような方法で周知していますか。（複数回答可）

ア 作業場の見やすい場所に掲示し周知している。 5 者

イ 個別に書面を交付し周知している。 3 者

ウ 口頭により説明し周知している。 5 者

エ その他 1 者

（津市公契約条例の手引き（マニュアル）を事務所に設置）

※複数回答あり

（自由意見）

・大切な事項をかみくだいて説明しないと書面交付だけでは周知できない。

質問 2 下請業者等や労働者から条例に関すること（対象労働者の範囲や労働報酬下限額）について、相談や問い合わせを受けたことがありますか。

ア なかった。 11 者

イ あった。 0 者

（自由意見）

・意見なし

質問 3 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式や提出方法等について、見直しが必要と考える点がありますか。

(1) ア ない。 8 者

イ ある。 3 者

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

・事実ではない報告も可能ではないか。

・国土交通省の労務調査に準ずる様式であると、労働者の日額等確実に調査できるのではないかと考えます。

質問 4 労働報酬下限額の金額や設定の考え方に関し、課題と考える点がありますか。

(1) ア ない。 9 者

イ ある。 2 者

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

- ・年度の途中で下限額に変更があると人件費等に影響があるため周知を予算組みする時期になされるというのではないのでしょうか。
- ・県の最低賃金に合わせるべきである。

質問 5 当該契約が条例の対象となったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者の賃金に変化はありますか。

ア ない。 9 者

イ ある。 2 者

(自由意見)

- ・賃金増額がありましたが、下限額設定に伴うものではない為アにしました。
- ・多少の賃金増加となった
- ・弊社は警備会社であるため、色々な現場へ警備員を配置しており、この現場のみの給料設定はしていない。日給月給であるが、8 時間労働で一番賃金の安い方であっても 7,250 円にしている。高額の方になると 11,000 円支給しているため下限額よりも常に高く支払っているため。

質問 6 津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルの内容について、御意見等ございましたら御記載ください。

- ・現状の運用マニュアルで良いと考えています。
- ・事務作業が増える等はできるだけ避けたいが、もう少し改善の余地があるのではないかと思う。受注者任せの面が多いのではないか。
- ・机上の空論に近いと考えられる。沢山文言をならべて労働者に読み聞かせをしても、いったい何人がすべてを理解できるのか不明である。もっと理解しやすく小学生でも理解できる内容にかみくだいて大切な事項だけを労働者に対し周知することが大切である。

質問 7 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

- ・意見なし

【令和 3 年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜労働者用＞の集計結果】

● 業務委託、指定管理

● アンケート集計結果等

1 提出時期

受注者が担当課に本件に係る最終回分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。
（最終回分の労働状況台帳の提出時期は、契約（履行）期間終了後、対象労働者に契約（履行）完了月分の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで）

2 集計結果

業務委託の試行案件⑨以外の試行案件（指定管理を含む。）については、現時点では契約（履行）期間等が終了していませんので、本結果には含まれていません。

質問 1 あなたの年齢を教えてください。

ア 10代	0名
イ 20代	6名
ウ 30代	8名
エ 40代	11名
オ 50代	14名
カ 60代以上	50名
	計89名

質問 2 条例では、受注者は下請業者や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、十分な周知がなされていますか。

ア 十分だと感じる。	80名
イ 不十分だと感じる。	8名
ウ そもそも周知されていない。	0名
未回答	1名
	計89名

（自由意見）

- ・ 関心をもつ人ともたない人の差が激しいように感じます。
- ・ 口頭周知でも構わないが、連絡ノートに記載いただくことも一考かと思います。

質問 3 当該契約は労働報酬下限額が設定されていますが、御自身の賃金に変化はありましたか。

ア ない。	50名
イ 増えた。	19名
ウ 減った。	2名
エ わからない。	18名
	計89名

（自由意見）

- ・ 元々給与の額がはっきりしない
- ・ 令和3年10月に明細で時給が増えているのを確認しました。

質問 4 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

- ・今後も継続した取り組みをお願いします

【令和 3 年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケートの集計結果】

- 建設工事（中間月分労働状況台帳及びアンケートが提出された案件を抜粋、受注関係者数は中間月時点での施工体系図に記載された数）
- アンケート提出時期
受注者が担当課に本件に係る中間月分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。
（初回分の労働状況台帳の提出時期は、中間日が属する月の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで）
- アンケート回答対象
受注者及び中間月分の労働状況台帳を作成した事業者

質問 1 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務作業及び提出方法等について、課題や問題点はありますか。

(1) 台帳の様式について

- | | |
|------|------|
| ア ない | 46 者 |
| イ ある | 1 者 |
| 自由意見 | |

- ・ よくわからない、説明が不親切である
- ・ 施工体系図を受注者が提出する際に労働環境の確保に係る誓約書を添付提出するようにしたら労働状況台帳等を作成するにあたり作業が簡素化されると思う。（押印を貰う手間がない）

(2) 作成に係る事務作業について

- | | |
|------|------|
| ア ない | 43 者 |
| イ ある | 4 者 |
| 自由意見 | |

- ・ 手間がかかる
- ・ 初めてのことで理解しづらかった
- ・ 時間を取られる。報酬が発生しないのに手間がかかる。

(3) 提出方法について

- | | |
|------|------|
| ア ない | 43 者 |
| イ ある | 3 者 |
| 自由意見 | |

- ・ 各下請業者から直接津市に提出できるようにしてほしい。
- ・ 手間がかかる
- ・ 初めてのことで理解しづらかった
- ・ 少しわかりづらかった

質問 2 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

(1) 受注関係者への周知について

- ア 津市が発行する津市公契約条例に関する手引及びマニュアルを配布し周知している。

	13 者
イ 口頭により説明し周知している。	25 者

(2) 労働者への周知について

ア 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。	9 者
イ 個別に書面を交付し周知している。	30 者

質問 3 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

ア ない	45 者
イ ある	1 者

質問 4 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

ア 出していない	47 者
イ 出ている	0 者

質問 5 労働報酬下限額について、設定金額（令和 3 年度は 9 月 30 日まで 890 円、10 月 1 日から 902 円）はいかがですか。

ア 高い	2 者
イ 低い	10 者
ウ 妥当	34 者
エ その他	1 者
自由意見	

- ・ 肉体労働のため 1,000 円程度は必要。

質問 6 津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルの内容について、御意見等ございましたら御記載ください。

自由意見

- ・ 発注者側に部分下請通知書も提出していますので、津市から直接下請業者に説明していただき、提出も直接提出できるようにしていただきたいと思います。

質問 7 その他、条例に関して、御意見等ございましたら、御記載ください。

自由意見なし

【令和 3 年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜事業者用＞の集計結果】

- 建設工事（履行完了月分労働状況台帳及びアンケートが提出された案件を抜粋、受注関係者数は履行完了時の施工体系図に記載された数）

- アンケート提出時期

受注者が担当課に本件に係る履行完了月分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（履行完了月分の労働状況台帳の提出時期は、履行完了日が属する月の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで）

- アンケート回答対象

履行完了月分の労働状況台帳の作成対象となった労働者

質問 1 条例では、受注者は下請業者等や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、どのような方法で周知していますか。（複数回答可）

- | | |
|-------------------------|-----|
| ア 作業場の見やすい場所に掲示し周知している。 | 2 者 |
| イ 個別に書面を交付し周知している。 | 5 者 |
| ウ 口頭により説明し周知している。 | 8 者 |
| エ その他 | 1 者 |
| 自由意見 | |
| ・メールにて周知しています。 | |

質問 2 下請業者等や労働者から条例に関すること（対象労働者の範囲や労働報酬下限額）について、相談や問い合わせを受けたことがありますか。

- | | |
|---------|------|
| ア なかった。 | 15 者 |
| イ あった。 | 1 者 |
| 自由意見 | |
| ・自由意見なし | |

質問 3 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式や提出方法等について、見直しが必要と考える点がありますか。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) ア ない。 | 15 者 |
| イ ある。 | 1 者 |
| 自由意見 | |
| ・元請が一括して提出することは、無理があると思う。 | |

質問 4 労働報酬下限額の金額や設定の考え方に関し、課題と考える点がありますか。

- | | |
|-----------|------|
| (1) ア ない。 | 14 者 |
| イ ある。 | 2 者 |
| 自由意見 | |
| ・自由意見なし | |

質問 5 当該契約が条例の対象となったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者の賃金に変化はありますか。

ア ない。

14 者

イ ある。

2 者

質問 6 津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルの内容について、御意見等ございましたら御記載ください。

自由意見

・自由意見なし

質問 7 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

自由意見

・発注者から元請含め全ての業者に直接説明していただきたい。また、提出も元請に一括せずに、発注者に直接提出できるシステムに変更していただきたい。

【令和 3 年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜労働者用＞の集計結果】

- 建設工事（履行完了月分労働状況台帳及びアンケートが提出された案件を抜粋、受注関係者数は履行完了時の施工体系図に記載された数）
- アンケート提出時期
受注者が担当課に本件に係る履行完了月分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（履行完了月分の労働状況台帳の提出時期は、履行完了日が属する月の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで）
- アンケート回答対象
履行完了月分の労働状況台帳の作成対象となった労働者

質問 1 あなたの年齢を教えてください。

ア 10代	0名
イ 20代	3名
ウ 30代	9名
エ 40代	15名
オ 50代	15名
カ 60代以上（60代・70代・80代以上）	8名
	計50名

質問 2 条例では、受注者は下請業者や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、十分な周知がなされていますか。

ア 十分だと感じる。	50名
イ 不十分だと感じる。	0名
ウ そもそも周知されていない。	0名
	計50名

自由意見

・自由意見なし

質問 3 当該契約は労働報酬下限額が設定されていますが、御自身の賃金に変化はありましたか。

ア ない。	47名
イ 増えた。	3名
ウ 減った。	0名
エ わからない。	0名
	計50名

質問 4 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

自由意見

・自由意見なし

津市公契約審議会 答申書 (案)

令和 4 年 7 月〇日

津市公契約審議会

はじめに

津市公契約審議会は、平成30年4月1日に施行された津市公契約条例（以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、平成30年8月7日に条例第15条に規定する審議会として設置され「労働報酬下限額（受注者や下請業者等が労働者に支払わなければならない報酬の下限となる額をいう。）」をはじめとする必要な事項について調査審議を行った。

公契約条例については、平成21年9月30日に千葉県野田市が制定して以降、令和4年4月までに75の自治体で制定されてきているが、その数は全国的に見ても4%程度（47都道府県、23の特別区及び1,718の市町村のうちの75自治体）に過ぎない状況である。また、公契約条例に労働報酬下限額の規定を設け、下限額以上の労働報酬の支払いを義務付けることで適正な労働環境の確保を目指す条例（賃金条項型）を制定する自治体と、賃金条項を設けず労働環境の整備、建設工事の品質の確保等、公契約のあるべき姿を示す条例（理念型）を制定する自治体とに分かれており、賃金条項を設けている自治体は26団体に過ぎない。

このような中、津市では、条例施行時に労働報酬下限額を定めることについて検討することは規定されたものの、労働報酬下限額を定めるにあたっては、5年以内に労働者側と事業者側の双方が納得できる条件を模索しながら具体的な金額を設定するという、独自の取り組みを進めることとされたものである。

本審議会では、事業者側として経済団体から推薦を受けた者、労働者側として労働団体から推薦を受けた者、中立的な機関として弁護士及び社会保険労務士が委員となり、労働報酬下限額を定めることや労働報酬下限額を定めることに伴い必要となる事項について、それぞれの立場から慎重に審議を重ねてきた。

また、審議にあたっては、業務委託については平成30年度から、建設工事については平成31（令和元）年度から、指定管理については令和3年度から労働報酬下限額を設定した発注の試行（以下「試行」という。）を実施し、労働者に支払われる報酬の状況、労働状況台帳（以下「台帳」という。）の作成に伴う事務負担、その他条例施行に伴う様々な意見など、事業者及び労働者からアンケートの提出を求め、実態の把握に努めたところである。

本答申は、平成30年8月7日から12回にわたる審議を通じて、委員の意見や試行結果の検証から得られた津市における労働者及び事業者の状況、労働報酬下限額の設定に伴う課題などを踏まえながら検討した結果を取りまとめたものであり、これを条例改正の参考とし、条例の目的の達成に向けた取り組み

が進められることを望むものである。

1 公契約の定義について

条例第2条第1号では、津市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約が公契約として規定されているが、指定管理者制度については、公の施設の管理に関する権限を指定する者（以下「指定管理者」という。）に委任し、その施設の管理を行わせるものであり、契約とは性質を異にするものとして、条例に規定される公契約に含まれていない。

しかしながら、指定管理については、包括的な業務のうち、施設の受付や清掃、設備保守点検業務などの個別の業務は、業務委託との類似性が認められる。

このことから、指定管理についても条例第2条第1号で規定される公契約に含めるとともに、施設の受付や清掃などの人的経費の割合が高い業務については、津市公契約条例施行規則（以下「規則」という。）第3条に規定される特定公契約にも含めることが適当であると考えます。

2 労働者の定義について

(1) 個人事業主について

条例第2条第2号では、労働者は、労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所で使用される者及び家事使用人を除く。）と規定されており、個人事業主は条例に規定される労働者に含まれていない。このことについて、「個人事業主とされていても、現場では事業所に雇用されている労働者と同様の働き方をしている実態があり、このような個人事業主は条例に規定される労働者に含めるべきである。」という意見があった。

審議会の中では、労働者性を有する個人事業主を条例に規定される労働者に含めることに異論はなく、労働者性の有無を判断する方法についての審議が中心となった。労働者性の判断基準としては「一人親方労災保険の加入の有無」、「個人事業に係る税の申告の有無」という意見もあったが、いずれもそのことだけでは一律的な判断は困難であり、実際の働き方を確認するしかないという結論に至った。

このため「資材の調達を自ら行わない」、「建設機械その他の機械を持ち込まない」などの労働者性を判断するチェックシートを事業者を作成させ、事業者が作成したチェックシートを個人事業主にも確認させることとして試行したところ、事業者におけるチェックシートの作成及び個人事業主の確認が円滑に行われるとともに、受注者及び下請業者等（以下「受注者等」

という。)と個人事業主の間で認識が相違することなく、実際の働き方に基
づいた労働者性の有無が的確に判断されたことが認められた。

このことから、チェックシートにより労働者性が認められた個人事業主
については、条例に規定される労働者に含めることが適当であるとする。

(2) 指定管理における労働者について

指定管理における業務については、施設の受付、清掃、設備保守点検な
どがあり、その中でも設備保守点検などは、指定管理者が独自に事業者へ
業務委託することが多く、一方で、施設の受付や清掃などには指定管理者
が直接雇用し施設に常駐する労働者が従事しており、その働き方は業務委
託に従事する労働者と変わらない。

このことから、指定管理者が直接雇用し、かつ、施設に常駐する者にっ
いては、条例に規定される労働者に含めることが適当であるとする。

3 労働報酬下限額について

労働報酬下限額については、条例第4条第2項及び条例附則において、津
市はその検討を行うにあたっては本審議会の意見を聞くこと、条例施行後5
年以内に必要な措置を講じることが規定されており、本審議会における最重
要課題として重点的に審議を行ってきた。

(1) 労働報酬下限額の設定基準について

ア 業務委託及び指定管理における検討

業務委託における労働報酬下限額については、津市から「公契約条例」
を制定した先行自治体の例も参考として、「津市職員高卒初任給を勘案し
た額（津市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額に定率を乗じた額）」
を基準としてはどうかとの提案があった。

これは、公務員の給与は、同年齢の標準生計費を下回らないよう設計
され、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有し、民間事業
者の給与水準と均衡させることを基本としていることから、標準的な生
計費を賄うという観点から、また、仮に市直営で職員が業務を行う場合
を想定したとしても合理的であるとの考えに基づくものである。

この考え方に対して委員から異論がなかったことから、業務委託及び
指定管理における労働報酬下限額の設定基準については、「津市職員高卒
初任給を勘案した額」とすることとした。

なお、試行結果からは、施設点検整備業務など資格や技術を必要とす
る業務に従事する労働者は一定水準以上の労働報酬が得られているが、

資格等を必要としない施設清掃業務や警備業務などの単純業務に従事する多くの労働者は地域別最低賃金に近い水準の労働報酬しか得られていないという傾向が見受けられた。

イ 建設工事における検討

建設工事における労働報酬下限額については、当初、津市からは、業務委託及び指定管理と同様に先行自治体の例も参考として、「公共工事設計労務単価」を基準としてはどうかとの提案があった。

これに対して、委員からは「設計労務単価は公共工事の発注のために設計書を作成する際に用いられる単価であり、労働報酬下限額の基準として適当である」という意見があった一方で、「設計書から労務単価が全て読み取れるものばかりではない」、「実際には設計書どおりの人数で施工することが少なく、設計労務単価はあくまで積算に用いられるものであり基準として相応しくない」などの意見があった。

また、津市技術職員から実際の設計書を用いて、労務費の積算方法などについての説明を受けたところ、設計書には全ての労務単価が表れているわけではなく、また、実際の施工は設計書の積算どおり行われることが少ないということが分かった。

建設工事における労働報酬下限額の設定基準を公共工事設計労務単価とすることについては、審議期間を通じて継続して議論を重ねてきたものの、公共工事設計労務単価を基準とするべきであるという主張と公共工事設計労務単価は基準として適当ではないという主張があり、どちらの主張にも合理性が認められ、この段階では審議会としての意見の集約には至らなかった。

このため、審議と並行して、労働報酬下限額対象工事への入札状況の確認、受注者等からの台帳作成等の事務に関する意見聴取、労働報酬下限額を設定した場合の課題の洗い出しなどを目的として、平成31（令和元）年度から試行を行うこととした。3年間にわたる試行の検証結果からは、同じ職種の労働者であっても技術の習熟度や経験年数等によって労働報酬に差が生じていること、高度な資格や技術を有する労働者は高水準の労働報酬を得ている一方で、資格等を必要としない交通誘導警備員は地域別最低賃金に近い水準の労働報酬しか得られていないという実態が浮き彫りとなり、現段階においては、まず低水準にある労働者の報酬水準を確保することを目的に基準を設定することが急務であるという意見に集約された。

ウ 労働報酬下限額施行開始時における設定基準

業務委託及び指定管理では、平成30年度から令和3年度までに20件、建設工事では、平成31（令和元）年度から令和3年度までに22件の試行が実施されてきた。

業務委託、指定管理及び建設工事における試行結果の検証において、共通して言えることは、資格や技術を要する仕事に従事する労働者は一定水準の労働報酬が得られているものの、資格等を必要としない単純業務に従事する労働者は地域別最低賃金に近い水準の労働報酬しか得られていないということである。

また、試行結果を受けて「既にある程度以上の報酬を得ている労働者は基準と考えず、賃金水準の低い職種の報酬額の底上げを図ることが大切で、それが全体の引き上げにもつながる」という意見があったところでもある。

このことから、本審議会としては、労働報酬下限額の施行開始にあたっての労働報酬下限額については、まずは、地域別最低賃金に近い水準の労働報酬で従事する労働者の報酬水準を確保することを目標とし、労働者の業務内容、経験年数で差をつけることなく全ての労働者に対して同一の基準により設定することが望ましいとの結論に至ったものである。

その基準に関しては、これまでの試行においても労働報酬下限額の設定基準としてきた「津市職員高卒初任給を勘案した額」であれば、標準的な生計費を賄うという観点においても合理的であり、基準として採用することは適当であると考ええる。

なお、令和3年度の試行において、試行期間中に地域別最低賃金の改定により、地域別最低賃金が労働報酬下限額を上回り、労働報酬下限額の本旨が失われるともいえる状況が発生した。このことを踏まえて、労働報酬下限額の設定にあたっては、「津市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額」を基に、社会経済情勢の変化、地域別最低賃金の動向、労働報酬の実情などを的確に捉え、実質的な効力を有する労働報酬下限額となるよう、十分検討されることを望むところである。

(2) 労働報酬下限額の対象とする案件について

津市で締結されている特定公契約の状況を見ると、業務委託では年間約1,000件、建設工事では約700件という膨大な件数に上っている。これらを全て労働報酬下限額の対象とすることは、理想的ではあるものの、受注者等の事務負担を考えた場合には現実的ではない。特に建設工事にお

いては、受注者はもとより下請業者からなる重層構造により施工されており、工事に従事する労働者が多数となることから、その事務負担は相当なものになることは、試行結果から見ても明らかである。

このことから、受注者等、発注者双方における事務負担等を考慮し、業務委託、指定管理及び建設工事のいずれにおいても、労働報酬下限額の対象とする案件には、金額及び契約方法等で一定の基準を設けることが望ましいと考える。

一定の基準については、競争によって受注者を決定する高額案件は、従事する労働者も多く、競争による労働者の報酬へのしわ寄せが発生する可能性も否定できないことから、労働報酬下限額施行開始時においては、業務委託は「予定価格が1,000万円以上で、かつ、競争により契約している特定公契約」、指定管理は「1,000万円以上で、かつ、公募により指定管理者を決定する案件」、建設工事は「予定価格が1億5,000万円以上並びに総合評価落札方式による入札において低価格入札による労働者の労働環境への影響が懸念される低入札価格調査の対象となった工事」とすることとし、労働報酬下限額施行後において、発注件数と発注金額のバランスに注視しながら対象案件の拡大を検討していくことが適当であると考ええる。

4 台帳について

台帳については、労働報酬下限額の対象となる労働者の労働報酬額を含めた就労状況を把握するためのものであり、その者の就労状況の確認や、労働報酬下限額以上の報酬額が支払われているかを確認するための手段である。このため、受注者等には台帳の作成及び提出を義務付け、発注者は労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われていることを確認することにより労働報酬下限額の実効性を担保していく必要がある。

(1) 台帳作成の回数について

台帳作成の回数については、契約期間の全期間で毎月作成することが理想的であり、平成30年度における業務委託の試行では、その方法を採用したところ、受注者等を対象としたアンケートからは、事務負担の軽減を求める声が寄せられた。また、審議会においても「建設工事のように下請業者数が増えると膨大な事務量になる」との懸念が示されたところである。

これを受け、作成回数について業務委託及び指定管理では、平成31（令和元）年度以降の試行においては2回、建設工事では、平成31（令和元）

年度は3回、令和2年度は1回、令和3年度は2回とした。

このように、数パターンの作成回数を試行してきた中で、受注者等を対象としたアンケートにおいては、台帳の作成を2回とすることが概ね妥当との回答が多数であり、2回の台帳作成であれば、受注者等の事務負担も過重なものとはならないと考えられる。

また、地域別最低賃金が改正された場合に、新たに発効された地域別最低賃金が労働報酬に及ぼす影響等を把握するためにも発効前後の労働報酬を確認することが望ましいため、業務委託、指定管理及び建設工事の全てにおいて契約期間中に最低でも2回（2月分）を作成することが適当であるとする。加えて、その提出時期についても各報酬支払時期の翌月末日までとするなど、受注者等の台帳作成の事務負担を考慮して設定されることを望むところである。

(2) 台帳作成の対象とする労働者について

台帳作成の対象とする案件に従事し、条例第2条第1号で規定される労働者は全て台帳作成の対象者となるが、建設工事においては、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者といった現場を管理する立場の者が存在し、これらは、普通作業員や交通誘導警備員等とは異なり、使用者側の性格も有しており、国土交通省が実施する公共事業労務費調査においても調査対象外となっている。

このことから、建設工事における現場を管理する立場の者については、台帳作成の対象とする労働者から除くことが望ましいと考える。

(3) 台帳作成における受注者の責任範囲等について

平成31（令和元）年度までの試行においては、受注者が下請業者等の台帳の記載内容についても確認し、指導することを原則としてきた。このことに対して、試行に係るアンケートにおいては、受注者からは、「下請業者分の台帳は、下請業者が市に直接提出できるようにしてほしい」との意見や、下請業者等からは、労働者の賃金情報等、個人情報の漏えいを危惧するとともに、個人情報の漏えいの防止策を講じるよう要望が寄せられた。また、審議会においても「下請業者に労働報酬下限額未満の賃金支払いがあった場合に、受注者が下請業者に対して調査を行うことは困難である」、「受注者は、あくまで台帳を集めるだけで、内容確認は市が行うべきである」との意見があった。

これらのことを受けて、試行の中では、台帳への個人名の記載をアルファベット等の個人が特定されない表記を認めるほか、下請業者等には厳封

して受注者へ提出できることとするなど、台帳の記載及び提出の方法を見直し、個人情報の漏えいを防止する対策を講じるとともに、受注者の責任範囲を台帳の物理的な取りまとめに限定し、内容の確認や労働報酬下限額未満での報酬の支払いに対する指導及び調査については発注者が行うことを明確にするなどの改善を図ってきており、この運用は適当であると考え

る。

個人情報保護は重要な課題であり、条例改正後も継続して取り組まれるとともに、適宜見直し等行い、個人情報が漏えいすることのないよう取り扱われたい。

(4) 台帳作成の対象とする案件について

台帳の作成については、業務委託、指定管理及び建設工事の全てにおいて、上記 3 (2) を踏まえ、労働報酬下限額の対象とする案件とすることが適当であると考え

5 条例違反時の取り扱いについて

当初、津市では下請業者等が条例等に違反した場合に、受注者にも連帯してペナルティを科す運用を想定されていたところであるが、これに対して「賃金の支払いに関して、受注者が二次下請業者以下を管理することは困難である」、「受注関係者の支払っている労働報酬が労働報酬下限額を下回っている場合に、受注者が二次下請業者を調査するのは難しい」との意見があった。

津市では、下請業者等は、規則に規定する関係法令を遵守することや労働報酬下限額以上の労働報酬を支払うことなどについて、受注者等に労働環境の確保に係る誓約書を提出させることとしており、下請業者等は、誓約内容を遵守することを前提に下請負契約等を締結したものと見なすことができる。

このことから、下請業者等が条例や誓約内容に違反した場合に、受注者等に対して連帯責任としてペナルティを科すことは過剰であり、当事者である違反業者のみを対象とすることが適当であると考え

6 積極的な検査について

条例第 7 条では「市長又は上下水道事業管理者は、条例の規定又は誓約事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に必要な報告を求め、又はその職員に当該受注者等の事務所、事業所等に立ち入り、関係書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる」とされている。

必要があると認めるときの想定としては、労働者が受注者等に違反の疑いがあると思料するときに相談窓口に申し出たときとされているが、審議会では、「検査対象の受注者等を抽出し、労働者からの相談申出の有無に関わらず、発注者が積極的に調査を行うことも必要ではないか」という意見もあった。

このことについては、積極的に行うことで、より効果的に労働者の適正な労働環境の確保を図ることができると考えられる一方で、受注者等及び発注者の事務負担が増大することが見込まれる。これまでの試行において、労働者からの相談事例がないことや台帳においても不適正な事案が確認されていないことから、違反が頻発することは想定しにくいと考えるが、今後においても、労働者からの相談や違反事案の状況を勘案しながら、社会保険労務士等の識見を有する者と連携するなど、積極的な検査の実施についても検討されたい。

おわりに

本審議会での調査審議開始以降、本答申に至るまでの審議において、最も重要な審議事項は、条例第4条第2項及び条例附則に規定されている労働報酬下限額をどのように定めるかということであった。

審議会においては、事業者側、労働者側、弁護士及び社会保険労務士というそれぞれの立場から、試行結果の検証から得られた公契約に従事する労働者の報酬を含めた労働環境の実情を踏まえて、労働報酬下限額の設定基準等について慎重に審議を重ねてきた。

その結果として、労働報酬下限額の施行を開始する時点においては、「まずは、地域別最低賃金に近い水準の労働報酬に従事する労働者の報酬水準を確保することを目標とし、全ての労働者に対して同一の基準を設定することが適当である」としたものである。

しかしながら、公契約を取り巻く状況は、時代に応じて変化していくものであり、条例の規定や制度の運用方法についても、それに対応するよう見直していかなければならない。労働報酬下限額の設定方法等についても、今回、導いた結論が最終着地点ということではなく、公契約を取り巻く状況を的確に捉えながら、検討を継続していくべきものとする。

また、条例の目的である「労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の発展を図り、労働者が労働意欲にあふれ、住民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会を実現する」ことの達成に向けては、労働報酬下限額を定めることだけではなく、条例全体を通じて表現されている公正労働の理念を最大限に尊重するとともに、事業者に対して規則第8条に規定される関係法令の遵守を強く求めていくことは当然のことながら、社会保険の適正加入、下請負契約における法定福利費の確保など、労働者の労働環境の確保につながる取り組みも必要であることは言うまでもない。これについては、公契約条例の規定や制度運用によるだけではなく、公契約の入札及び契約の適正化を図るための取り組みと併せて実施することで、より効果的に実施できるものとする。

津市公契約条例は、労働報酬下限額を定めることにより、賃金条項型の条例として、その歩みを一歩進めることになるが、今後も社会経済情勢に応じて適時的確な見直しが行われ、公契約に関わる労働者、事業者の双方に良い結果をもたらす、地域経済の活性化に資するものになることを強く願うものである。

津市公契約審議会審議経緯

1 委員名簿

(1) 第1期（任期：平成30年8月7日から令和2年8月6日まで）

氏 名	推 薦 元
にしかわ げんし 西 川 源 誌	津市入札等監視委員会
おくだ まさじ 奥 田 正 治	三重県社会保険労務士会
たなべ さぶろう 田 邊 三 郎	津商工会議所
はしもと まさはる 橋 本 正 治	津商工会議所
むらやま あつし 村 山 篤	三重県建設労働組合
つじおか としひろ 辻 岡 利 宏	連合三重津地域協議会

(2) 第2期（任期：令和2年8月7日から令和4年8月6日まで）

氏 名	推 薦 元	備考
にしかわ げんし 西 川 源 誌	津市入札等監視委員会	再任
おくだ まさじ 奥 田 正 治	三重県社会保険労務士会	再任 解嘱（R3.10.14）
ふじむら まさひこ 藤 村 真 彦	三重県社会保険労務士会	新任（R3.12.2～） ※奥田氏後任
たなべ さぶろう 田 邊 三 郎	津商工会議所	再任
はしもと まさはる 橋 本 正 治	津商工会議所	再任
むらやま あつし 村 山 篤	三重県建設労働組合	再任
やまぐち のぼる 山 口 登	連合三重津地域協議会	新任

2 審議経緯

年度	開催日及び事項	審議結果
平成30年度	第1回（平成30年8月7日） (1) 労働報酬下限額の設定及び試行について (2) 個人事業主について	(1) 業務委託について、労働報酬下限額を「860円（津市職員高卒初任給を勘案した額）」に定め、試行することとした。 建設工事について、公共工事設計労務単価を労働報酬下限額の基準としてはどうかとの提案を受けたが、試行に先立ち、当該単価について理解を深めるべきとの意見が出たため、継続審議とした。 (2) 個人事業主については、事業主としての側面を有する一方で手間請労働者としての側面を有するが「労働者性が認められる個人事業主」を条例の対象とすることについては、「労働者性が認められる」ことの明確な定義付けを行う必要があるため、継続審議とした。
	第2回（平成30年11月22日） 労働報酬下限額の試行について	建設工事について、公共工事設計労務単価を労働報酬下限額の基準とすることは相応しくないとする意見や他の基準も検討すべきとの意見が出たため、継続審議とした。
	第3回（平成31年2月21日） 労働報酬下限額の試行について	建設工事について、労働報酬下限額の設定による課題等を把握することを目的として、まずは、地域別最低賃金（三重県）を労働報酬下限額として試行することとした。
	第4回（平成31年3月20日） (1) 労働者の対象範囲について (2) 労働報酬下限額の試行について	(1) 労働者性を有する個人事業主の定義及び労働者性の確認方法について議論し、明確な定義及び確認方法を検討する必要があるため、継続審議とした。 (2) 試行に係る労働状況台帳の提出事務について、台帳の取りまとめ方法等について課題が見られたことから、事務局に対して整理するよう指示するとともに、再提案を求めた。
令和元年度	第1回（令和元年5月28日） 労働報酬下限額の試行について	業務委託について、平成30年度の試行結果及び令和元年度の試行状況の報告を受けた。 建設工事について、平成30年度第4回審議会でも再提案を求めた試行に係る台帳の提出事務は、今回、事務局から提案された方法

		により試行することとした。
	第2回（令和2年3月18日） (1) 労働報酬下限額の試行について (2) 個人事業主の定義について	(1) 令和元年度の試行状況の中間報告を受けた。 業務委託について、令和2年度の労働報酬下限額を「880円（津市職員高卒初任給を勘案した額）」に定め、試行することとした。 建設工事について、令和2年度は、労働報酬下限額を一般労働者は「1,048円（地域別最低賃金（三重県）×120%）」、見習い労働者は「961円（地域別最低賃金（三重県）×110%）、交通誘導警備員は「880円（津市職員高卒初任給を勘案した額）」の3区分とし、台帳の提出回数を1回として試行することとした。 (2) 個人事業主の定義について議論し、労働者性の確認方法をさらに検討する必要があるため、継続審議とした。
令和2年度	第1回（令和2年7月28日） (1) 労働報酬下限額の試行について (2) 個人事業主の定義について	(1) 令和元年度の試行結果の報告を受け、労働報酬の状況、台帳作成事務などについて議論した。 (2) 個人事業主（一人親方）の定義について議論し、労働者性の確認方法は事務局案（事業者によるチェックシートの作成及び労働者による確認）によることとした。
	第2回（令和3年1月14日） 津市公契約条例の施策の方向性について	令和3年度の試行は、労働報酬下限額の施行を見据えて以下の条件により実施することとした。 ・指定管理を公契約に加えること ・指定管理者が直接雇用し、かつ、施設に常駐する者及び労働者性を有する個人事業主を労働者に加えること ・労働報酬下限額は、「890円（津市職員高卒初任給を勘案した額）」とすること ・労働報酬下限額対象案件は、業務委託は「予定価格が1,000万円以上で、かつ競争により契約している特定公契約」、指定管理は「指定管理料が1,000万円以上で、かつ公募により指定管理者を決定する案件」、建設工事は「予定価格が1億5,000万円以上

		の工事及び総合評価落札方式の入札において低入札価格調査の対象となった工事」とすること ・台帳の作成は2回とすること ・受注者は台帳の物理的な取りまとめを行うのみとし、調査及び指導等は発注者が行うこと ・条例違反のペナルティは違反当事者のみを対象とすること
令和3年度	第1回（令和3年11月1日） (1) 令和2年度の労働報酬下限額試行結果について (2) 令和3年度の労働報酬下限額試行状況について	(1) 令和2年度の試行結果の報告を受け、労働報酬の状況、台帳作成事務などについて議論した。 (2) 令和3年度の試行において、地域別最低賃金（三重県）が10月に改定されたことにより労働報酬下限額を超える金額となったため、労働報酬下限額を当初の890円から902円（地域別最低賃金（三重県））に変更し試行しているとの報告を受けた。 地域別最低賃金と労働報酬下限額を同額とする取り扱いに関しては、労働報酬下限額を設定する効果が薄いことから労働報酬下限額の設定方法の見直しを要望した。
	第2回（令和4年3月22日） (1) 令和3年度の労働報酬下限額試行状況について (2) 津市公契約条例の施策の方向性の検証 (3) 津市公契約条例の一部改正に向けて (4) 労働報酬下限額の設定方法の見直しについて (5) 令和4年度における労働報酬下限額の運用	(1) 令和3年度の第1回目（初回分）の試行結果の報告を受け、労働報酬の状況などについて議論した。 (2) 令和2年度第2回審議会で議論した各条件の妥当性について検証した。 労働報酬下限額の設定方法以外の条件は、その方向性は妥当である又は必要と認められるとともに、運用上の問題も見受けられなかった。 労働報酬下限額の設定方法については、「地域別最低賃金に近い水準の労働報酬で従事する労働者の労働環境を確保する」という目標と「津市職員高卒初任給を勘案した額」を基準とする考え方は変更せず、地域別最低賃金の状況や試行結果における労働報酬の水準を踏まえた方法に見直すこととした。

		(3) 令和4年度のスケジュール(本会の開催、答申、条例改正など)及び(2)で検証した各条件を労働報酬下限額施行時の条件とすることを承認した。 (4) 地域別最低賃金(三重県)が10月に改訂され、労働報酬下限額を上回ることとなったため、労働報酬下限額の設定において津市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額に乗じる定率を見直すことを承認した。 (5) 令和4年度は、令和5年度における労働報酬下限額の施行に備えて、労働報酬下限額「940円(津市職員高卒初任給を勘案した額)」とし、また、その他の条件はこれまでの方向性に基づき、これに合致する契約の中から一定数を抽出し、労働報酬下限額を適用する契約として発注することとした。
令和4年度	第1回(令和4年5月26日) (1) 審議会答申書(案)について (2) 今後のスケジュールについて	(1) 審議会からの答申書に記載する事項、内容等について議論し、今回の議論及び令和3年度の試行結果を踏まえた答申書(案)を次回の審議会で審議することとした。 (2) 令和4年度のスケジュール(本会の開催、答申、条例改正など)を確認した。

令和4年度 業務委託及び指定管理における労働報酬下限額対象案件一覧(契約締結分)

● 業務委託

対象案件	件名	業種	履行期間	受注者	契約方法	契約締結日	契約金額 (円/税込)
①	津市モーターボート競走場施設清掃等業務委託	建築物清掃 (床面、便所)	R4.5.1～R5.3.31	津グローバル管財(株) (市内本店業者)	指名競争入札	R4.4.27	35,200,000
②	津リージョンプラザ清掃業務及び環境衛生管理業務委託	建築物清掃	R4.5.1～R5.3.31	近畿ビルサービス(株)三重営業所 (市内支店業者)	指名競争入札	R4.4.28	月額 1,207,800
③	令和4年度北道維持第1－53号 津地区路肩等草刈業務委託(その5)	屋外清掃 (土木一式)	R4.6.3～R4.12.15	(有)栄建 (市内本店業者)	指名競争入札	R4.6.3	13,750,000
④	津市モーターボート競走場場内警備業務委託	警備 (施設警備)	R4.5.1～R5.3.31	(株)ニーズ (市内本店業者)	指名競争入札	R4.4.27	1名あたり日額 昼間 12,650 夜間 13,750
⑤	津市モーターボート競走場駐車場等警備業務委託	警備 (交通誘導警備、 雑踏警備)	R4.5.1～R5.3.31	三重警備保障(株)津営業所 (市内支店業者)	指名競争入札	R4.4.27	1名あたり 11,880
⑥	津リージョンプラザお城ホール舞台設備管理操作業務委託	施設運営・管理 舞台(音響・照明)	R4.5.1～R5.3.31	三重県舞台管理事業協同組合 (市内本店業者)	指名競争入札	R4.4.28	月額 1,430,000
⑦	令和4年度南道維持第1－5号 久居地区街路樹維持管理(1号委託箇所)	施設管理 (造園)	R4.5.27～R4.11.30	沢井樹園 澤井克己 (市内本店業者)	指名競争入札	R4.5.27	9,790,000

● 指定管理

対象案件	件名	業種	履行期間 ※	受注者	契約方法	契約締結日	契約金額 (円/税込)
①	津市民テニスコートの管理 (指定管理)	—	R3.4.1～R6.3.31 (指定期間)	三幸・三重県生涯スポーツ協会 グループ(構成員代表者 三幸 (株) (県外業者))	地方自治法第244条 の2第3項の規定に基 づき施設の管理を行 わせることとして、公 募により指定管理者 を選定し、市議会の 議決(R2.12.23)を以 て指定	R4.4.1	35,141,000

※令和3年度から引き続き

令和4年度 建設工事における労働報酬下限額対象案件一覧(契約締結分)

対象 案件	件名	工事種別	格付等	履行期間	受注者	契約金額 (円/税込)
1	令和4年度建整橋維補継第1号 津興橋大規模更新事業橋梁(下部工)築造等工事	土木一式	実績(東海3県内 本・支店)	R4.6.23～R6.7.11	大豊・丸新特定建設工事 共同企業体 (県内支店・市内本店業者)	1,399,266,000
2	片田新町地内配水管布設工事	土木一式 (配水管工 事)	A1	R4.5.19～R5.1.27	(株)藤谷建設 (市内本店業者)	198,880,000
3	令和4年度水工第5号 豊ヶ丘一丁目地内配水管布設工事	土木一式 (配水管工 事)	A1	R4.5.18～R5.2.24	(有)小林組 (市内本店業者)	227,326,000
4	令和3年度営教総補第73号 津市立西橋内中学校長寿命化改修(第一期)工事	建築一式	A	R4.6.23～R5.2.7	(株)宇戸平工務店 (市内本店業者)	149,182,000
5	令和3年度営教総補第74号 津市立橋南中学校長寿命化改修工事	建築一式	A	R4.6.23～R5.2.27	(株)ロッシュ (市内本店業者)	230,989,000
6	令和4年度営建整補第7号 香良洲高台防災公園管理棟及び屋内運動施設建築工事	建築一式	A	R4.6.23～R5.3.14	(株)ロッシュ (市内本店業者)	316,591,000
7	令和4年度下施雨ポ補継第2号 半田川田ポンプ場電気設備築造工事	電気	実績(東海3県内 本・支店)	R4.6.9～R6.2.28	メタウォーター(株)営業 本部中日本営業部 (県外業者)	459,470,000
8	令和4年度下施汚ポ補継第1号 極楽橋ポンプ場ポンプ設備(3号雨水ポンプ等)改築工事	機械器具	実績(東海3県内 本・支店)	R4.6.10～R6.2.28	(株)クボタ 中部支社 (県外業者)	354,310,000
9	令和4年度下施雨ポ補継第1号 新町ポンプ場ポンプ設備(3号ポンプ等)改築工事	機械器具	実績(東海3県内 本・支店)	R4.6.10～R6.2.28	(株)守谷商会 名古屋支 店 (県外業者)	270,820,000